

# 美郷町指定金融機関等および美郷町水道事業 出納取扱金融機関等の変更のお知らせ

令和6年4月1日より町の公金の収納・支払事務を取り扱う指定金融機関と、水道事業に関わる収納・支払事務を取り扱う出納取扱金融機関が「秋田銀行」から「北都銀行」に替わります。

指定期間は令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間です。

町民の皆さんが納入される町税、使用料などは、これまでどおり最寄りの金融機関でお取り扱いができます。

## 美郷町指定金融機関等

### 1 指定金融機関

名称	取扱店舗
(株)北都銀行	本店、支店

### 2 指定代理金融機関

名称	取扱店舗
(株)秋田銀行	本店、支店

### 3 収納代理金融機関

名称	取扱店舗
羽後信用金庫	本店、支店
秋田おばこ農業協同組合	本店、支店
秋田ふるさと農業協同組合	本店、支店
(株)ゆうちょ銀行	※①

## 美郷町水道事業出納取扱金融機関等

### 1 出納取扱金融機関

名称	取扱店舗
(株)北都銀行	本店、支店

### 2 収納取扱金融機関

名称	取扱店舗
(株)秋田銀行	本店、支店
羽後信用金庫	本店、支店
秋田おばこ農業協同組合	本店、支店
秋田ふるさと農業協同組合	本店、支店
(株)ゆうちょ銀行	※①

※①東北管内のゆうちょ銀行および郵便局

問●町出納室 ☎0187(84)4911、町建設課 上下水道班 ☎0187(84)4910

## 事業者の皆さんへ 美郷町からの支払いについて

町との取引に対する、令和6年4月からの支払いについて次の2点を変更しますのでご理解とご協力をお願いします。

### ■変更点①支払方法の変更について

変更前	変更後
支払日における課(係)ごとに、各事業者へ個別の支払い 振込人名義「ミサトソウムカ」「ミサトノウセイカ」など	支払日における事業者(同一口座)ごとの合計した金額で支払い 振込人名義「ミサトチョウカイケイ」 ※町建設課の水道(公営企業)関連は除く。

※これまで同じ支払日に、1事業者(同一口座)に5件の振込がある場合、4月以降は合計金額(1件)での振込となります。

### ■変更点②支払日の変更について

変更前	変更後
毎週水曜日(祝祭日等に当たる場合は直前の平日)	毎月10日、20日、30日(祝祭日等に当たる場合は直前の平日)

お願い

- ①複数の請求がある場合は請求書にNoの記載をお願いします。
- ②複数枚の請求書について合計金額での支払いとなります。申し出により支払い内訳を町出納室窓口またはメールで交付しますので必要な場合は下記までお申し出ください。

問●町出納室 ☎0187(84)4911 ✉m-shiharai@town.misato.akita.jp

# 美郷町町政お気づきモニターを募集します！

町では、町民の皆さんの町政に対するご意見やご要望をお聴きするため「ご意見はがき」の配布や、役場および六郷・仙南各出張所への「みさとミミーちゃん」(ご意見箱)の設置など、さまざまな広聴活動を行っています。このことに加え、町が行う事務事業等のより円滑な推進を図るため「美郷町町政お気づきモニター」を務めてくださる方を募集します。

## ■美郷町町政お気づきモニターとは

「町から届いた通知の、ここがよくわからない」「町の施設は、こうなったらもっと使い勝手がいいと思う」「この事業はこうなるともっと参加しやすいと思う」など、町民の皆さんの視点から、小さなことでも、どのようなことでも「気づいたこと」を町へお知らせいただけます。

## ■モニターの活動内容

- ・ 町への意見や要望等の提出(気づいたときに随時)
- ・ モニター会議への出席(年2回) など

## ■任期について

委嘱の日から令和7年度末(令和8年3月末)まで

## ■応募資格について

町内にお住まいの18歳以上の方で、町政について関心を持ち、モニターの職務に積極的に取り組んでいただける方(各種行政委員、議員、公務員を除く)

## ■募集人数について

最大8名(応募者多数の場合は選考により決定)

## ■応募方法について

登録申込書の提出が必要です。町総務課または六郷・仙南各出張所へ持参するか、郵便・FAX・メールで送付ください。申込書は、町総務課および六郷・仙南各出張所に備え付けているほか、町ホームページからダウンロードできます。また、下記へ電話でお問い合わせいただくと、郵送またはFAXでの送付もできます。

## ■応募締切について

4月25日(休)

## ■その他

モニターには謝礼金・謝礼品があります。

申・問●町総務課 秘書広報班 ☎0187(84)1111 FAX0187(85)2107  
✉m-kouhou\_3310@town.misato.akita.jp

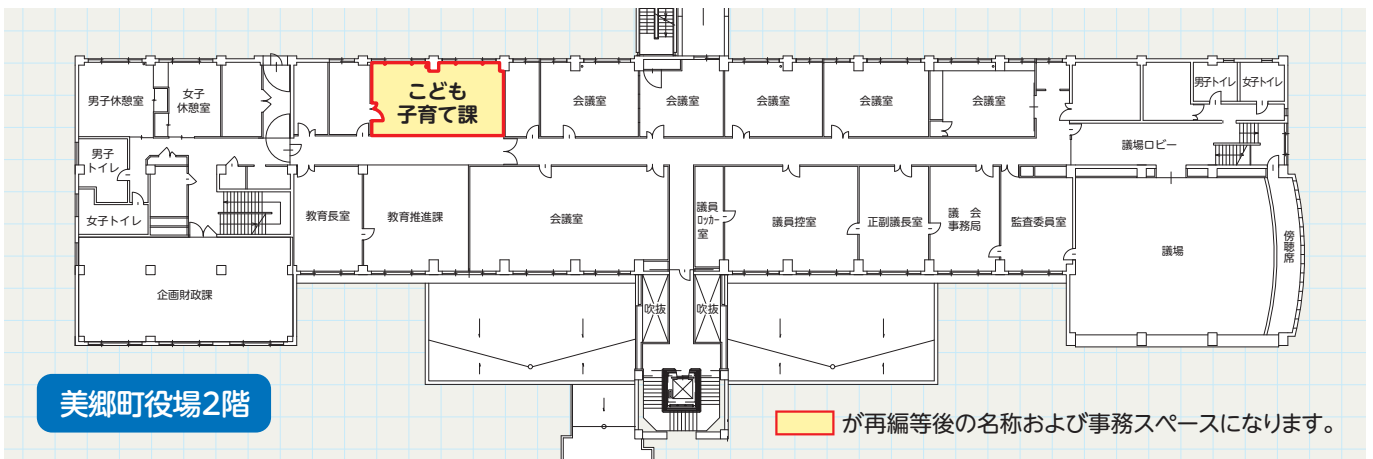
# 美郷町行政組織の変更について

町では、子育て支援の強化および相談支援体制の充実を図るため、令和6年4月から「こども子育て課」を設置します。「こども子育て課」の主な業務および連絡先は次のとおりです。

美郷町こども子育て課  
☎0187(84)4904

## 業務内容

- ① 児童福祉に関すること(児童手当・児童扶養手当など)
- ② こども家庭センター(子育てに関する各種相談)に関すること
- ③ 母子保健に関すること(妊産婦、乳幼児健診、予防接種など)に関すること
- ④ 認定こども園・放課後児童クラブの運営管理に関すること



※他の事務スペースに変更はありません。

問●町総務課 総務班 ☎0187(84)1111